

麻薬研究者免許の継続申請手続きを行わない方へ

麻薬取扱者免許の継続申請手続きを行わない場合には、以下の手続きが必要になります。

- ・ 免許の有効期間満了後に取扱いを中止する場合 → **免許証返納届**
- ・ 免許の有効期間内に麻薬の取扱いを中止する場合 → **業務廃止届**

また、その他に所有している麻薬の有無の届出等、必要な手続きがあるのでご案内します。

麻薬研究者免許

① 麻薬研究者本人が行う手続き

必要書類	提出先	提出期限	備考
麻薬研究者免許証返納 (業務廃止) 届 ※麻薬研究者免許証添付	○麻薬研究施設の所在地が 横浜市・川崎市・相模原市・ 横須賀市・藤沢市・茅ヶ崎 市・寒川町の場合 →県薬務課 ○上記以外の場合 →県保健福祉事務所及び 同センター	免許証の有効期間 が満了したときか ら(研究廃止の日 から)15日以内	麻薬研究施設に他に研究 者がいない場合は、麻薬 所有届等の手続きが必要 (下記②麻薬研究施設の 設置者の項目参照)

② 麻薬研究施設の設置者が行う手続き

麻薬研究施設に他の麻薬研究者がいない場合に必要な手続です。(当該麻薬研究施設に麻薬研究者が複数名いる場合、研究を廃止した研究者が管理していた麻薬を他の麻薬研究者が管理することができます。)

麻薬の所有がある場合には、事由が発生した日から50日以内に、神奈川県内の他の麻薬研究施設の設置者等へ譲渡する(表※1参照)か、麻薬廃棄届(表※2参照)を提出の上、麻薬を廃棄しなければなりません。

50日を過ぎて麻薬を所持していた場合、不法所持となります。

必要書類	提出先	提出期限	備考
麻薬所有届	○麻薬研究施設の所在地が 横浜市・川崎市・相模原市・ 横須賀市・藤沢市・茅ヶ崎 市・寒川町の場合 →県薬務課 ○上記以外の場合 →県保健福祉事務所及び 同センター	免許証の有効期間 が満了したときか ら(研究廃止の日 から)15日以内	麻薬の所有がない場合も 「所有なし」として届出 が必要
※1 麻薬譲渡届		譲渡の日から15日 以内 (譲渡可能期間: <u>事由が発生した日か ら50日以内</u>)	麻薬を譲渡した場合に届 出が必要
※2 麻薬廃棄届		事由が発生した日 から50日以内	届を提出してから麻薬取 締員等の立会いの下で廃 棄すること

●届出窓口

麻薬研究所所在地	窓口		電話
平塚市、大磯町、二宮町	平塚保健福祉事務所	環境衛生課	0463-32-0130
秦野市、伊勢原市	平塚保健福祉事務所 秦野センター		0463-82-1428
鎌倉市、逗子市、葉山町	鎌倉保健福祉事務所		0467-24-3900
三浦市	鎌倉保健福祉事務所 三崎センター	生活衛生課	046-882-6811
小田原市、箱根町、真鶴町、 湯河原町	小田原保健福祉事務所	環境衛生課	0465-32-8000
南足柄市、中井町、大井町、 松田町、山北町、開成町	小田原保健福祉事務所 足柄上センター	生活衛生課	0465-83-5111
厚木市、海老名市、座間市、 愛川町、清川村	厚木保健福祉事務所	環境衛生課	046-224-1111
大和市、綾瀬市	厚木保健福祉事務所 大和センター		046-261-2948
上記以外の市町村	県健康医療局生活衛生部	薬務課	045-210-4964

※窓口対応時間等については、各窓口にご確認ください

(問合せ先)
 神奈川県健康医療局生活衛生部薬務課
 薬物対策グループ
 電話 045-210-4964 (直通)

